

高松市介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の見直しについて

一訪問型サービス一

平成31年3月22日(金)

高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

目次

①改正概要及びスケジュール

●2019年4月1日改正内容

②訪問型サービスA(A-1)の指定申請の緩和方策について

③一体的な運営における人員基準について

④一体的な運営における同一建物減算について

⑤特定事業所加算について

●2019年10月1日改正内容(予定)

⑥単価について

⑦初回加算(訪問型サービスA)について

⑧ヘルパー加算(訪問型サービスA)について

①改正概要及びスケジュール

2019年4月1日

- ・訪問型サービスA(A-1)の指定申請の緩和開始(2020年8月31日までの実施)
- ・訪問型サービスA(A-1)の人員基準改正
(訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)の一体的な運用を可能にする)

2019年10月1日

- ・介護予防訪問介護相当サービスの単価改正
- ・訪問型サービスAに新加算追加

2019年4月1日改正内容

【注意事項】

高松市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の改正であり、高松市内に事業所がある高松市指定の介護予防訪問介護相当サービス事業所及び訪問型サービスA(A-1)事業所に係る改正事項。

高松市外に事業所がある高松市指定の介護予防訪問介護相当サービス事業所は除く。

②訪問型サービスA(A-1)の指定申請の緩和方策について

●対象となるのは？

2019年(平成31年)3月31日までに高松市指定の指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスを行っている事業者(休止中を除く)が、同一事業所で訪問型サービスA(A-1)の指定申請をする場合。

●緩和方策の内容は？

- ①訪問型サービスA(A-1)の指定申請に伴う提出書類の一部省略
- ②訪問型サービスA(A-1)の申請手数料の免除

●期間は？

2019年4月1日～2020年8月31日の間に訪問型サービスA(A-1)の指定申請を行ったものが対象。

③ 一体的な運営における人員基準について

これまで訪問型サービスA(A-1)は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスと人員基準を別にして運営する必要があったが、2019年(平成31年)4月1日以降、一体的に運営することも可能となるよう基準の改正を行う。

● 一体的な運営とは？

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA(A-1)の指定を併せて受け、同一事業所において一体的に運営している場合

● 手続きの方法は？

変更届の提出(変更があった日の10日以内)が必要になる。

③ 一体的な運営における人員基準について

改正後(2019年4月1日から)

現在(2019年3月31日まで)

訪問介護

介護予防訪問介護相当サービス

訪問型サービスA(A-1)

一体的へ

訪問介護

介護予防訪問介護相当サービス

訪問型サービスA(A-1)

そのまま

訪問介護

介護予防訪問介護相当サービス

訪問型サービスA(A-1)

③ 一体的な運営における人員基準について

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス

管理者	常勤専従 1
サービス提供責任者	利用者数に応じて必要とされている人数
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上

指定訪問型サービスA(A-1)

管理者	専従 1
訪問事業責任者	必要数
従事者	必要数

一体的な運営へ

管理者	常勤専従 1
サービス提供責任者	利用者数に応じて必要とされている人数
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上

③一体的な運営における人員基準について

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス

管理者	資格要件なし
サービス提供責任者	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・看護師等
訪問介護員等	(上記資格に以下の資格を含める) ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者

指定訪問型サービスA(A-1)

管理者	資格要件なし
訪問事業責任者	(左記のサービス提供責任者及び 訪問介護員等の資格に以下の資格を含める) ・研修A修了者
従事者	(上記資格に以下の資格を含める) ・研修B修了者、家政士

一体的な運営へ

管理者	資格要件なし
サービス提供責任者	指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスに同じ
訪問介護員等	9ページへ

③一体的な運営における人員基準について

※一体的な運営における訪問介護員等について

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修課程修了者
- ・訪問介護員養成研修1級課程修了者
- ・看護師等
- ・訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・生活援助従事者研修修了者

- ・研修A修了者
- ・研修B修了者
- ・研修C修了者
- ・家政士

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)に従事可能。
(※生活援助従事者研修修了者は、生活援助にのみ従事可能。)

上記サービスの従事時間を常勤換算に含むことが可能。

指定訪問型サービスA(A-1)にのみ従事可能。

従事時間を常勤換算に含むことはできない。

③一体的な運営における人員基準について

※一体的な運営における運営規程の記載例について

【訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスと別に運営規程を作成する場合】

・研修A終了者、研修B修了者及び家政士については、訪問型サービスA(A-1)の運営規程にのみ記載する。

【訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスと一体的に運営規程を作成する場合】

例：

訪問介護員等 介護福祉士 ○名(常勤○名、うち△名は管理者及びサービス提供責任者兼務)
初任者研修修了者□名(常勤◇名、非常勤×名)
研修A終了者 ◎名(非常勤◎名)

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問型サービスA(A-1)の提供にあたる。ただし、研修A修了者については、指定訪問型サービスA(A-1)の提供のみとする。

③ 一体的な運営における人員基準について

※サービス提供責任者の配置基準

利用者の数については、前3月の平均値を用いることとされている。一体的な運営の場合、計算は以下のとおり。

例：2019年4月の配置を考える場合

	2019年1月の実利用者数	2019年2月の実利用者数	2019年3月の実利用者数
訪問介護	25	26	26
介護予防訪問介護相当サービス	10	8	7
訪問型サービスA(A-1)	10	11	12

$$\{2019年1月(25+10+5) + 2019年2月(26+8+5.5) + 2019年3月(26+7+6)\} \div 3 = 39.5$$

注意！ 訪問型サービスA(A-1)の利用者は0.5人で計算する。

40人以下なので、常勤専従1名のサービス提供責任者の配置が最低限必要となる。

※居宅基準第5条第2項、3項の場合

③ 一体的な運営における人員基準について

※障がい福祉の指定居宅介護を一体的に施行する場合

訪問介護利用者 20人
介護予防訪問介護相当サービス利用者 5人
訪問型サービスA利用者 5人(×0.5=2.5人)

障がい福祉の居宅介護利用者 10人

サービス提供責任者 常勤 1人(最低限必要な数)

訪問介護等及び居宅介護の前3月の平均利用者数の合計に応じて必要とされる員数以上

サービス提供責任者 常勤 1人(最低限必要な数)

サービス提供責任者 常勤 1人(最低限必要な数)

指定訪問介護等と指定居宅介護のそれぞれの基準により必要とされる員数以上

利用者数以外の
算定方法もあり

※指定重度訪問介護については、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者が40人又はその端数を増すごとに1人以上」等とすることができる。

③ 一体的な運営における人員基準について

例1
現状

例1：訪問介護に従事できない資格(研修A、B修了者等)を有する者がいない場合

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

管理者 A氏

サービス提供責任者

B氏(介護福祉士)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

訪問介護員

C氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間80時間 常勤換算0.5】

訪問型サービスA(A-1)

管理者 E氏

訪問事業責任者

E氏(実務者研修修了者)

【1月の勤務時間30時間】

従事者

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間48時間】

※訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスと、訪問型サービスA(A-1)の人員基準等は分けて考える。

※D氏が訪問型サービスA(A-1)に従事した時間は常勤換算の計算に含められない。

③ 一体的な運営における人員基準について

例1
改正後

例1: 訪問介護に従事できない資格(研修A、B修了者等)を有する者がいない場合

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA

管理者 A氏

サービス提供責任者

B氏(介護福祉士)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

E氏(実務者研修修了者)

【1月の勤務時間80時間 常勤換算0.5】

訪問介護員

C氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間128時間 常勤換算0.8】

★注意!
あくまで例の一つです。

注意: 非常勤のサービス提供責任者は、常勤が働くべき時間の1/2以上の時間従事する必要がある。

※訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)の人員基準等を一体的に考える。
※D氏が訪問型サービスA(A-1)に従事した時間も常勤換算の計算に含むことができる。

③ 一体的な運営における人員基準について

例2
現状

例2: 訪問介護に従事できない資格(研修A、B修了者等)を有する者がいる場合

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

管理者 A氏

サービス提供責任者

B氏(介護福祉士)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

訪問介護員

C氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間80時間 常勤換算0.5】

訪問型サービスA(A-1)

管理者 E氏

訪問事業責任者

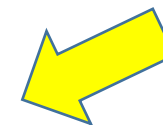
E氏(研修A修了者)

【1月の勤務時間80時間】

従事者

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間48時間】



※訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスと、訪問型サービスA(A-1)の人員基準等は分けて考える。

※D氏が訪問型サービスA(A-1)に従事した時間は常勤換算の計算に含められない。

③ 一体的な運営における人員基準について

例2
改正後

例2: 訪問介護に從事できない資格(研修A、B修了者等)を有する者がいる場合

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA

管理者 A氏

サービス提供責任者

B氏(介護福祉士)

【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

訪問介護員

C氏(初任者研修修了者)

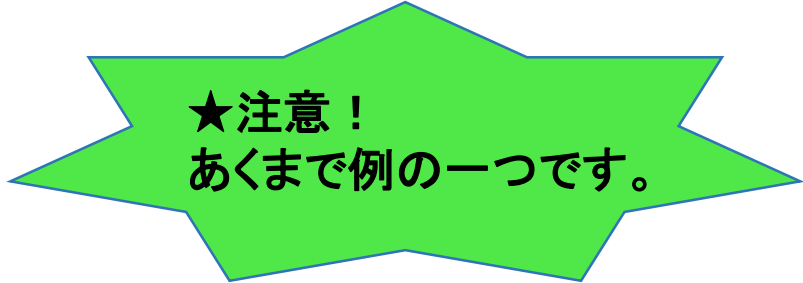
【1月の勤務時間160時間 常勤換算1.0】

D氏(初任者研修修了者)

【1月の勤務時間128時間 常勤換算0.8】

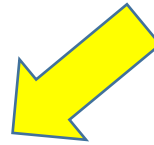
E氏(研修A修了者)

【1月の勤務時間80時間 常勤換算に含められない】



注意:

- C氏、D氏は訪問型サービスA(A-1)に從事した時間も常勤換算に含めることができる。
- E氏が從事した時間は、常勤換算に含められない。

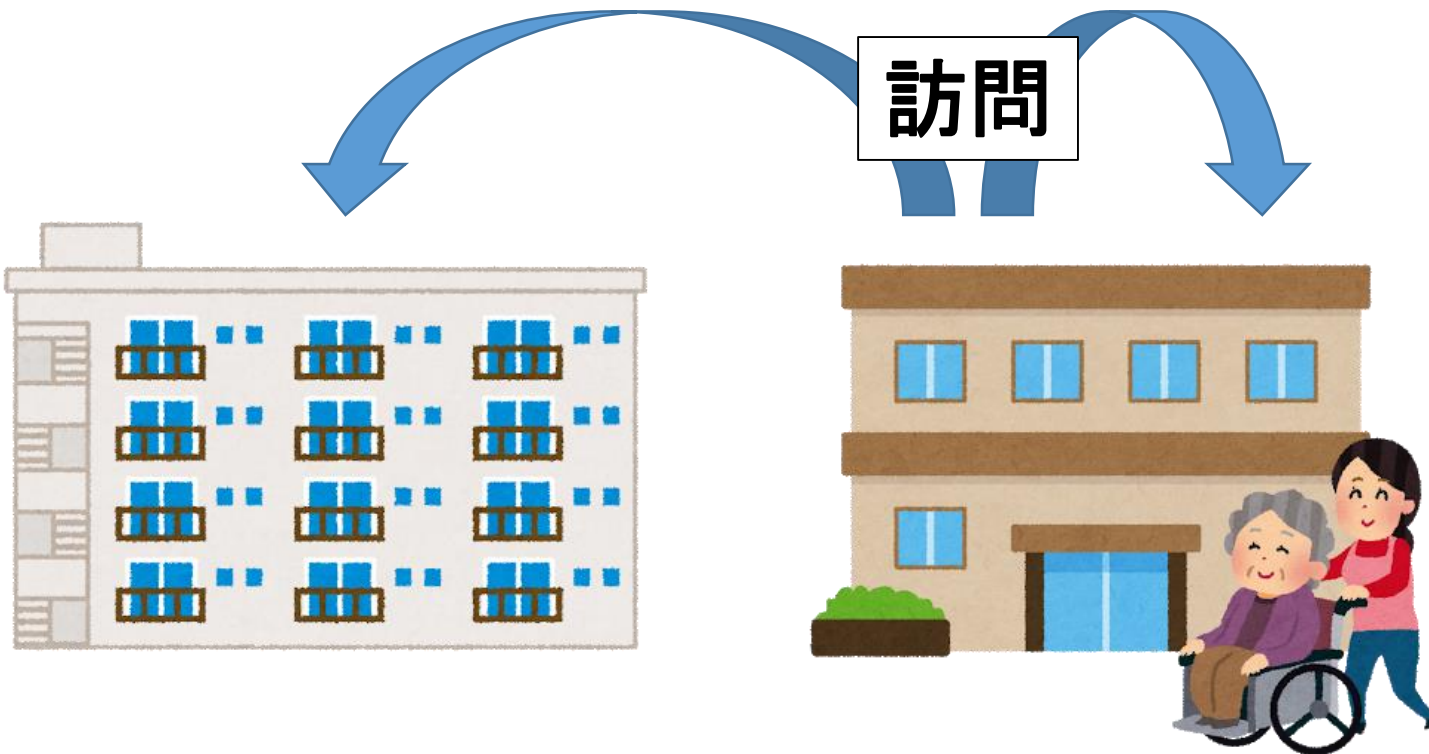


※訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)の人員基準等を一体的に考える。
ただし、訪問介護に從事できない資格保有者の勤務時間は常勤換算の計算に含められない。
※一体的な運営の場合、E氏は研修A修了者であるため、サービス提供責任者にはなれない。

④一体的な運営における同一建物減算について

パターン① 事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内、若しくは同一建物の利用者に訪問する場合

利用者1人から減算対象



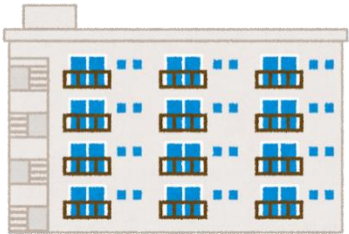
ただし、次の場合は減算対象外

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 隣接する敷地であっても、幅員が広い道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

④ 一体的な運営における同一建物減算について

パターン② 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に訪問する場合

1月間(暦月)の利用者数の平均が、20人以上の場合に減算対象



同一敷地内や隣接する敷地内以外に訪問



●1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とされている。

●平均利用者数の算定に当たっては、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)の合計を用いる。

●指定訪問介護は区分支給限度基準額の対象外であり、介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(A-1)は区分支給限度基準額の対象内となる。

⑤特定事業所加算について

(問)

訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、緩和した基準によるサービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、緩和した基準によるサービスの利用者は含むか。

(答)

特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスに従事する時間は含まない。

また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数(一体的な運営を行う場合の第一号訪問介護の利用者を除く)に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスの利用者は含まない。

「介護予防・日常生活支援総合事業
ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】
「第6 総合事業の制度的な枠組み」問16

2019年10月1日改正内容(予定)

【注意事項】

- ・高相・・・高松市内に事業所がある高松市指定の介護予防訪問介護相当サービス事業所に係る改正事項
- ・高A・・・高松市内に事業所がある高松市指定の訪問型サービスA事業所に係る改正事項
- ・市外・・・高松市外に事業所がある高松市指定の介護予防訪問介護相当サービス事業所に係る改正事項

⑥単価について

高相 ・ 市外

改正前	改正後(案)
●介護予防訪問介護相当サービス 週1回程度 1,168単位/月	●介護予防訪問介護相当サービス 週1回まで <u>266単位/回</u> <u>※月 4回を超える場合 1,168単位/月</u>
週2回程度 2,335単位/月	週2回まで <u>270単位/回</u> <u>※月 8回を超える場合 2,335単位/月</u>
週2回を超える程度 3,704単位/月	週2回を超える程度 <u>285単位/回</u> <u>※月12回を超える場合 3,704単位/月</u>

注意:2019年10月に予定されている消費税改正に伴い、上記単価が変更する可能性あり。

⑥ 単価について

高相 ・ 市外

例①: 月合計4回の介護予防訪問介護相当サービスを利用した場合



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	⑤	6	7
8	9	10	11	⑫	13	14
15	16	17	18	⑰	20	21
22	23	24	25	⑳	27	28
29	30	31				

※月合計4回利用の場合

旧【介護予防訪問介護相当サービス】

1,168単位



新【介護予防訪問介護相当サービス】

266単位 × 4回 = 1,064単位

⑥単価について

高相・市外

例②: 月合計5回の介護予防訪問介護相当サービスを利用した場合



日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	4	5	6	7
8	9	⑩	11	12	13	14
15	16	⑰	18	19	20	21
22	23	⑳	25	26	27	28
29	30	㉑				

※月合計5回利用の場合

旧【介護予防訪問介護相当サービス】

1,168単位



新【介護予防訪問介護相当サービス】

~~266単位 × 5回 = 1,330単位~~



1,168単位



⑦初回加算(訪問型サービスA)について

高A

●単位数

〈現行〉

なし

→

〈改定後(案)〉

150単位/月(新設)

●算定要件

指定訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画又はサービス内容等を記載した書類(※1)を作成した利用者に対して、訪問事業責任者(※2)が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の従事者(※3)が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者(※2)が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※1…(「高松市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A」【Ⅲ訪問型サービス】問7 参照

※2…指定訪問介護等と一体的に運営している場合は、「サービス提供責任者」と読み替える。

※3…指定訪問介護等と一体的に運営している場合は、「訪問介護員等」と読み替える。

●算定する際の注意事項(以下の場合に算定可能)

- ①利用者が過去2月間(暦月)に、当該訪問型サービスA事業所又は当該訪問型サービスAと同一の場所で運営されている介護予防訪問介護相当サービス事業所(※4)からサービスの提供を受けていない場合。
- ②要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合。

※4…人員基準を一体的に運営している場合だけでなく、個別に運営している場合も含む。

⑧ヘルパー加算（訪問型サービスA）について

高A

●単位数

〈現行〉

なし

→

〈改定後(案)〉

5単位／回(新設)

●算定要件

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師等、訪問介護員養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者のいずれかの資格をもつ者が訪問型サービスAを実施した場合に、1回につき5単位を所定単位数に加算する。